

公示に関する質問回答書

令和 8 年度吉野熊野国立公園吉野山地区における
クビアカツヤカミキリ防除に係るモニタリング調査等業務

No	質問	回答
1	●4. (2)モニタリングの実施 宿泊費について「宿泊費は調査中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規定で定める額で計上しているが、現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする（変更対象とする）。」とあるが、こちらは領収書等を提示し、旅費支給規定額より宿泊費が少なかった場合、設計変更を行い、差額を返却するという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 領収書等、宿泊・朝夕食の有無が証明できる資料を提示いただき、旅費支給規定額より宿泊費が少なかった場合は減額変更の対象となります。なお、旅費支給規定額は宿泊基準額に加え、食事の有無によって宿泊手当が変動しますので、それも勘案します。